

都城市高木児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市高木児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称
特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間
- (2) 代表者名
本田 恭子
- (3) 所在地
都城市安久町2546番地1
- (4) 設立年月日
平成12年10月1日
- (5) 従業員数
9名
- (6) 業務内容
子どもの健全育成を図る活動
文化・芸術の振興を図る活動
人権の擁護又は平和の推進を図る活動
社会教育の推進を図る活動
まちづくりの推進を図る活

2. 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高木児童館 (都城市高木町4461番地)	敷地面積：1126.70㎡ 延床面積：193.77㎡

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務

- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月21日

第1回選定委員会開催

平成30年6月1日～平成30年7月2日

募集（広報都城6月号、ホームページへの掲載）

平成30年7月4日

事前説明会

平成30年7月10日～平成30年7月20日

申請書受付

平成30年8月21日

第2回選定委員会開催、書類
審査・面接審査

平成30年9月12日

選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成30年8月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的を十分認識しており、これまでの管理運営実績を踏まえ、利用者に対する適切な対応が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・地域座談会を開催し、地域の要望や利用者ニーズを把握して事業展開へ反映しており、またホームページや児童館だよりを作成して児童館活動の積極的な啓発と情報発信に努めるなど、利用促進やサービス向上に期待ができること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・実態に即した具体的な提案がされていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・これまでの運営実績から、管理運営体制が整備されており、提案された事業計画の実現が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・子育てに対する熱意が高く、様々な助成金を活用したイベント等の事業展開により、利用者の増加等が期待できること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・地域座談会を開催し、情報交換を行っている。

(5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間	団体A			
1. 市民の平等な利用が確保されること	115	65	68	管理運営方針等	12	市の施設の管理方針を認識しているか。
						公の施設の設置目的を理解しているか。
						環境に配慮した取り組みをしているか。
				平等利用	11	利用申込等が平等な利用を確保する提案されているか。
相談や苦情等の対応が提案されているか。						
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	170	100	102	利用の促進	18	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。
						利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。
						関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。
				サービス・利便性の維持向上	16	利用者サービスの向上について提案がされているか。
						施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。
						施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。

3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	50	33	32	経費配分	10	指定管理料の提案額は適正か。
						適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	195	124	115	物的能力	15	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。
						類似施設を良好に運営した実績があるか。
						収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。
						収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
				人的能力	24	組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。
						利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。
						業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。
						個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。
まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民等との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握。						
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	70	39	40	児童の育成	14	児童の健全育成に関する方針が提案されているか。
						児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。
合計	600	361	357		120	
〈参考〉：提案金額 (単位：千円)	4,392			(平成31年度)		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館

(1) 市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

地域の中に子どもの育ちあいの場であった異年齢の子ども集団がなくなり、子どもの伝えあいの機会がなくなっている現在、児童館の定義、役割はこれまで以上に重要になっています。児童館が置かれている福祉施設としての枠を超え、子どもと子育て家庭の社会教育施設、安心して住み続けたいと思える、まちづくりの視点からの地域振興という新たな役割が求められています。また児童館にはその役割を果たす機能の拡大も求められていると考えます。

今回の高木児童館申請にあたり、子育て支援、子どもの心身を育成し情操を豊かにするための読書活動、文化活動やサステナブル(持続可能)な社会づくりのための環境を考える活動、生活体験活動、防災プログラム、相談事業活動等をしていきたいと考えます。

また今、全国的に重要視されている派遣型出前児童館も充実させていきます。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

団体は、利用申請での申し込み順に受付け、公平性を確保し、どの個人や団体に対しても平等に対応します。調整が必要な場合は、それぞれにとって、より良い利用ができるようそれぞれの個人・団体にとって良いものを提案していきます。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

誰からも愛される高木児童館を目指し、児童館運営に対して利用者のことを第一に考えて取り組んでいきます。利用者の苦情に対しては、職員全体での迅速な解決を行うことを基本とします。一つ一つ話をしっかりと聞き、丁寧に説明し対応していきます。また、他児童館・子育てや社会教育などの各種サークル・団体と連携して、困っていることが解決できるよう力を注ぎます。そしてその中で改善すべき点については、早急に取り組みます。

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

- ・職員による始業前の施設内外の点検を行い、安全確認を実施する。
- ・施設内の紙や大きな物品等の効果的な整理・保管を行い、子ども達の活動しやすい環境整備を行う。
- ・靴、傘、鞆等の保管方法を決め、子ども達が自己管理できるように留意する。
- ・はさみ等の工作用品類、ボードゲーム等の玩具、図書等の整理整頓方法を決め、子ども達が自主的に管理できるように留意する。
- ・子ども達には、手洗い、うがいの励行を指導し、清潔保持の指導を実施する。
- ・来訪者の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを職員が随時確認する。また、警察署等の指導を仰ぎながら、不審者侵入対応訓練等を実施する。
- ・職員体制が極端に手薄にならない勤務ローテーションを工夫していく。
- ・来館及び帰宅に関して地域の危険箇所を把握し、利用者や保護者に注意を喚起し、犯罪・事故に遭遇した時の公安等の緊急避難所や連絡先を周知するようにしていく。
- ・行事内容についても、サステナブル(持続可能)なまちづくりの視点-地球規模で考えられている、ストロー等プラスチック製品の使用を取りやめることやWHOにより認定されたゲーム依存症への配慮等-に立ち計画する。

事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館

(2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

- ・障害のあるなしにかかわらず、子どもの生きる力を培うために、子ども同士の学び合いを大切にする。
- ・思春期の子ども達の居場所として、子ども達の自立へのステップを見守り、ともに共感できる関係を大切にする。
- ・中高生を含む異年齢の子ども達が、ともに支え合い交流し合える活動を展開する。
- ・子育て家庭の父母が仲間づくりしながら、親と子がともに育っていくための支援をしていく。
- ・地域のボランティアの育成を図り、地域の人々と協働で築く児童館運営を目指す。
- ・人の手繋ぎの中で行われる子育て・子育てを通し、支え合いのまちづくりのための働きかけをしていく。
- ・子どもを含む利用者の立場にたち、利用者の声の反映をはかっていく。

※利用者からのニーズへの対応について具体的に提案してください。

子どもが自分の意見を表明し、児童館を評価できるようになるためには、子どもが「何でも話せる」と思える雰囲気づくりを常に心がけながら、意見表明ができるようになる道筋を、日常の活動の中で展開することが必要です。それは、その子どもを丸ごと受けとめ「何でも話せる」信頼関係を築くことと、児童館が子どもにとって「自信と安心と自由」が確保された居場所となることが前提であると考えます。さまざまな形での意見表明の機会を設け、子どもからの意見を聞くことだけでなく、子どもの自立と社会参加の学びの場としていきます。

- ・子どもからやりたいことがでてきたら、一緒に考えながら実現できるように支援していく。
- ・できることについては、最大限努力をする。
- ・地域の代表などで構成される地域座談会を開催し、行政や地域と協力をして要望に応えるようにしていく。
- ・施設側の自己評価とアンケート調査などによる利用者評価を元に、課題を明らかにし、運営上の改善と事業展開に反映する。

※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。

高木児童館の独自性を出していきます。高木児童館は、市郊外の高齢者が多い住宅地の中にあります。そこで小学生はもちろんのこと祖父母が孫世代と気軽に利用できるようにすると共に、子育て中の親子や近隣保育園の子ども達向けのさまざまな企画も充実させていきます。

もっと遊具等の環境を充実させて、乳幼児の発達支援となるわらべうたなどの遊びを提供できるようにしていきます。子育て中の不安や悩みを抱える保護者からの相談に応じ、内容によっては関係専門機関へ繋ぎます。農業体験や郷土料理づくり、羊毛手仕事などや不登校児童への居場所づくりにも力を入れていきます。そして高木児童館が、高木地区の子育て支援事業の拠点になるようにします。

- ・読書活動については、新しくなった市立図書館とも連携を図り、より一層図書を充実させ、利用者にとってすばらしい本との出会いとなるような企画をしていく。
- ・子どもが安心して過ごせて、情緒の安定に繋がる(「居場所」)になるようにする。
- ・ホームページ上で、館たよりや日常の様子を広く知らせ児童館活動の啓発や情報の発信に努める。

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

非営利団体としての主な収入源は、会費収入です。それ以外では、助成金申請による助成事業や会員が出前講師として、保育園・保育士研修会・家庭教育学級・他NPO団体より依頼を受け、わらべうた・草木染め・ペーゴマ・羊毛手仕事の指導をすることによる収入があります。

事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館

(3) 経済的な管理運営に関すること

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。(人件費等)

委託料の三分の二が人件費と考えられるので、残り三分の一を管理運営費とします。

前年度より団体の経費で、館内の施設を改善し、利用者に喜ばれる環境と事業内容充実而努力してきました。今後、指定管理料を有効に活かしてもっと内容の充実を図っていきます。

- ・様々な財団等への助成金申請をする。
- ・地域の人材や場所を活かした活動の展開。
- ・今の施設をより有効に活かし、心地よい場所にしていく。

※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。(委託する場合は、その委託先等)

日々遊具の安全点検を実施し、清掃作業等施設の維持管理に努めていきます。

前年度より団体の経費で、館内の設備を改善し、利用しやすい環境と事業内容遂行に努力してきました。今後も、指定管理料を有効に活かして、より一層内容の充実を図っていきたく思います。

大きな補修に関しては、市と相談しながら維持補修に努めていきたいです。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

高木児童館を子育て・子育て支援の地域の拠点としていく活動の実践者として、また児童館を拠点とした地域づくりの担い手としての配置を考えています。

館長 1名(他児童館と兼務) 副館長・事務職員 1名(他児童館と兼務)

高木児童館 常勤 指導員 2名

全ての管理運営を館長責任の下、毎日の報告・連絡を確実にし、情報の共有に努めます。また、事務連絡等を密にして、安全面に最良の注意を払いながら運営にあたるようにします。

※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

- ・日常的に、一人一人が課題や情報を持ち寄り、省察的反省をしつつ職員の力をつけていく。
- ・研究者や実践者を招き、組織内研修を積極的に行っている。
- ・必要な研修には、積極的に参加し、報告する。学習内容を全職員で共有する。
- ・行政内で実施される研修会に参加し、公的事業を担う職員としての意識を高める。

※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

・防災教育の視点で、母親サークルや親子のグループ、民生委員がつくっている子育てサロンの育成に努める。

・現在近隣保育園や小・中特別支援学級児童の利用が増えているので、あそびを通しての支援を継続していく。

・高学年の子ども達のリーダー育成に力を入れる。

・地域の児童に関わるトラブルを解決するにあたり、地域育成会や民生委員と児童館との連携を図っていく。

事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

普段の心がまえと準備が基本と考えます。災害が起こった時は、即時の的確な対応と行動が必要となります。職員が適切な指示を与え、利用者の恐怖心を鎮め、速やかに安全な行動をとっていくため、さまざまな場面を想定しての訓練を積み重ねていくことはもちろんですが、日頃からの利用者との防災に対する共通理解と相互の信頼関係を築いていくことが重要と考えます。

- ・緊急時・災害時の対応を明確に行うため、危機管理マニュアルを作成している。
- ・防災の視点でまちづくりを考え、市の総合防災マップや沖水地区防災マップを元に、防災計画を作成する。
- ・役割の分担だけではなく、全職員が防災組織全体を把握し、全職員がそろっていない場合も適切な判断ができるようにしていく。
- ・館内の設備の位置や使い方を全職員が熟知しておくおととも、利用者にも知らせ、さらに避難経路を明示する。
- ・施設機器および施設内の安全点検を定期的実施する。
- ・速やかに避難誘導ができるように、避難誘導訓練、通報訓練を実施する。
- ・消防署の指導を受けて消防計画書作成する。
- ・緊急持ち出しの書類や携帯用具の収納場所を明確にする。
- ・一般来館者の保護者には、災害時の児童館での対応について学校などを通して周知に努める。
- ・広域避難集合場所の確認と、地域の防災組織との連携を常にとり、地域の防災訓練にも参加していく。

〈児童の安全確保に関する考え方〉

現在の社会状況の中で起こる事故や事件が、保護者の不安を大きくしています。特に児童館は開放された施設で、その開放感が役割の一つとなっていることから、十分な安全対策が求められていると考えます。児童館の開放性を維持しながら、子どもたちの安全を確保していくためには、施設の中での対策を立てるだけでなく、安全で安心できる地域づくりが必要と考えます。さまざまな活動を通して地域に働きかけ、地域全体で子どもの育ちを見守る体制づくりが重要です。外遊びや屋外行事を利用しながら、地域の人々が子どもの顔を覚える機会を多く持つことが大切と考えます。またそれは子どもが地域やそこに住む人々を知っていくことにもなります。それが子育て子育てからのまちづくりの一步と考えます。

- ・日常、施設内の清掃に気を配りながら、安全な環境整備に努める。
- ・開設準備期間に職員が地域の危険箇所の点検や情報の収集を行います。受けた情報に関しては職員間の共通認識とする。
- ・地域での安全を目的にした活動をしている NPO 団体に要請して、定期的に子どもや乳幼児の保護者向けに安全教室を開く。
- ・地域のなかで遊ぶプログラムを積極的に取り入れ、地域の危険な箇所や危険を感じた時の対応の仕方や緊急避難場所(子ども SOS の家など)を知らせていきながら、自己管理の力を育てていく。
- ・地域や学校などの関係機関との情報交換を重ねながら、地域で子どもを守る体勢をつくる。

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

仕事上知りえた個人情報の守秘義務はもちろんのこと、個人の住所などの記入された書類等の保管、取り扱いには特に留意します。

又写真などの個人情報を掲載する場合は必ず本人及び親の承諾を得てからにします。以上のことについて

事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館

は、スタッフ会などあらゆる機会をとらえて職員間で確認するようにします。児童館が持っている情報は利用者ばかりでなく、すべての人に平等に提供していきます。

(5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

- ・子ども達の状況や年齢に合ったあそびを提供して、あそびを通して健全育成を図る。
- ・子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助する。
- ・子ども同士が同年齢や異年齢集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助する。
当該施設に係わる相談や苦情等への対応について のところでも述べましたように、利用者の立場に立ったサービスの質の向上のため、積極的に苦情解決に取り組む。
- ・利用者からのニーズへの対応について のところでも述べましたように、事業評価のしくみについて特に力を入れていく。
- ・施設内の不備な部分を改善する。
- ・安全と衛生に関する点検を十分に行う。
- ・自然災害時の安全点検と事前事後の対応を迅速にする。

(6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

今、家庭や学校だけの「責任」にはできない「社会の問題」が子ども達の育ちの中に大きく影響していると思います。そこで、私達は子ども達が健やかに育つために、行政でも民間企業でも担えないところで、お金にはならないが人として育つ時にとても大切になってくる「情緒」を育てることに、長い間地域の中で力を注ぎました。

2018年6月、WHO(世界保健機構)の国際疾病分類に、ゲーム依存が「ゲーム障害」として追加されました。そこで子ども同士のコミュニケーション能力を高めるには、私達が長年活動してきたベーゴマ遊びやわらべうた遊び等がいかに重要であるかが再認識されたので、ますますこれらに力を入れていきたいと考えています。

また地域貢献事業をしている他団体と繋がり、新しい企画を検討中です。

そして市総合防災マップを基本に、「県民がつくるみやぎき防災ネットワーク」に依頼して、一緒に考えながら防災計画を立てているところです。

自然のスペシャリストに親子で学びながら、サステナブルな環境を次の世代に伝える場づくりをしていきます。

今の子ども達の生活を考えると、コミュニケーション能力の不足や、遊びを通じた基本的な運動能力の不足が見られます。そこで人との関わりを通して、基本的運動能力を発達させられるようなプログラムも、実施していきたいと考えています。

地域の社会資源を活かしながら、手仕事・郷土料理といった伝統文化に、子ども達が出会う機会をつくっていきます。

子どもの貧困や虐待の予防をするために、普段から親子がゆったりとくつろぐことができる子育て支援の環境を整え、子育ての悩みや相談を受けたり専門機関へ繋いだりする役割を果たしていきます。